

農林水産省木材利用推進計画
－脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における
木材の利用の促進に関する法律に基づく計画－

平成 22 年 12 月策定
平成 28 年 4 月改定
令和 3 年 4 月改定
令和 4 年 4 月改定
令和 8 年 4 月改定

農 林 水 産 省

1 趣旨

令和 3 年 6 月に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。)が改正され、同年 10 月に脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律として施行された。これに伴い、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定。以下「基本方針」という。)が策定された。この基本方針は、その対象が従来の公共建築物から建築物一般に拡大されており、その中で、国は、公共建築物以外の建築物における木材利用に向けた取組を牽引し、都市等における木材利用の促進において、主導的な役割を果たすことが求められていることから、自ら整備する公共建築物において率先して木材の利用に努めることとされている。また、公共建築物については、計画時点においてコストや技術の面で木造化が困難である場合を除き、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として全て木造化を図るとされている。

木材は、調湿性に優れる、断熱性が高い、リラククス効果があるなど、人にやさしい、心安まる素材であり、快適な生活空間の形成に貢献する資材であるとともに、国産材の利用を一層促進することは、地方の経済社会の維持・発展に寄与する極めて重要な産業である林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林が有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域経済の活性化や花粉発生源対策の推進に資するものである。

また、建築物に利用される木材は炭素を長期的に貯蔵すること、製造・加工時のエネルギー消費が比較的少ないため二酸化炭素排出量の削減につながることで、再生産可能であることなどから、建築物への国産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

こうしたことを踏まえ、法第 3 条では、木材の利用の促進は、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化が十分に図られること、二酸化炭素の排出の抑制その他の環境への負荷の低減が図られること、森林の有する多面的機能の持続的発揮や山村その他の地域の経済の活性化に資することを旨として行わなければならないことが規定されている。

農林水産省では、法第 10 条第 2 項第 4 号の規定による農林水産省木材利用推進計画(平成

22年12月策定、令和4年4月最終改定。以下「推進計画」という。)に基づき、農林水産省自らが整備する施設や補助事業を活用して整備する施設についての木造化・内装等の木質化、公共土木工事における木材利用等に努め、農林水産省本省及び関係機関を挙げて、木材利用の推進に取り組んできたところである。

また、国土交通省と共に、公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議を開催する等、木材利用の促進に向け関係省庁間の連携に努めるとともに、農林水産大臣を本部長とし、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣を本部員とする木材利用促進本部において、毎年、基本方針に基づく措置の実施状況を取りまとめて公表してきたところである。さらに、都道府県や市町村に対し、当該地方自治体の範囲内の建築物における木材の利用の促進に関する方針の策定・改定や、事業者との建築物における木材利用促進のための協定の締結について働きかけるとともに、地方公共団体等が実施する木材利用推進の取組に対し、必要な助言等の措置を講じてきたところである。

こうした取組の結果、木造公共建築物は増加傾向にある。しかしながら、依然として建築物全体のうち、低層非住宅建築物や中高層建築物の木造率は低い水準にある。

このような中、持続可能な資源としての木材への注目の高まりなどを背景に、建設・設計事業者や建築物の施主となる企業等が、非住宅・中高層建築物の木造化や木質化に取り組む例が増えつつある。製材やCLT（直交集成板。Cross Laminated Timberの略。）、木質耐火部材等の技術開発が進展したことや、建築基準法の改正により、大規模木造建築物においても燃えしろ設計が可能となったことにより、木材を構造部材等に使用した先導的な高層建築や、構造部材の木材をあらわしで用いた大規模な中層建築物の例も出てきている。

また、持続可能な開発目標(SDGs)やESG投資への関心の高まりを背景に、建築事業者、不動産事業者や建築主(企業)が、投資家や金融機関に木材利用をアピールすることで評価を獲得し、企業価値を向上しようとする動きがある。林野庁においては、令和3年10月に、建築事業者等が建築物への木材利用による2050年ネット・ゼロ等への貢献を対外的に発信する手段として「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」を策定し、令和6年3月には建築事業者が建築物への木材利用による効果を対外的に訴求する際に参考となる評価項目・評価方法を整理した「建築物への木材利用に係る評価ガイドランス」を作成・公表した。さらに、近年は政府を挙げて建築物のライフサイクルカーボン削減に向けた取組が推進されるとともに、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(以下「SHK制度」という。)において木材利用の炭素貯蔵効果を位置づける運用が開始されるなど、建築物への木材利用の環境価値の見える化に向けた動きが加速している。

これらの状況を踏まえ、今般、推進計画を改定することとする。

なお、推進計画の実施に当たっては、「原則木造・木質化・木製品」との考え方の下、農林水産省が定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」及び「農林水産省環境政策の基本方針」も踏まえ、間伐材又は合法性が証明された木材・木製品の利用推進に努める。

2 取組の対象、取組方針及び取組期間

(1) 取組の対象

木材利用の推進に取り組む対象は、以下のとおりとする。

- ① 農林水産省及び関係機関の庁舎等の施設（以下「対象施設」という。）
- ② 農林水産省関係補助事業における建築物等の施設（以下「補助対象施設」という。）
- ③ 農林水産省関係公共土木工事における工作物及び施設
- ④ 農林水産省及び関係機関における備品及び消耗品（以下「対象物品」という。）

なお、農林水産省関係公共土木工事については、独立行政法人（今後独立行政法人化する機関を含む。以下同じ。）に対する農林水産省の補助事業に係るものを含む。また、「対象施設」については、独立行政法人が農林水産省の補助事業で整備するものを含む。

(2) 取組方針

法第3条に規定する基本理念及び基本方針を踏まえ、

- (a) 計画時点においてコストや技術の面で木造化が困難である場合を除き、原則として全て木造化を図るとともに、低層・高層にかかわらず内装等の木質化を推進すること
- (b) 耐火建築物とすることが求められている建築物についても、木質耐火部材を活用して積極的に木造化を図るなど、率先して木質耐火部材やCLT等を含む木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信すること
- (c) 木造と非木造との混構造（部材単位の木造化を含む。）の採用も積極的に検討しつつ、木造化を推進すること
- (d) 地盤改良用木杭等の資材やコンクリート用型枠等の仮設材等、土木分野においても木材利用を推進すること
- (e) 木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を推進すること
- (f) 暖房器具やボイラーを設置する場合には木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めること
- (g) 木材利用による炭素貯蔵効果について、SHK制度等により対外的な開示を推進すること

を基本とし、以下により取り組むこととする。

また、個別の利用目標を別添のとおり定める。

- ① 対象施設及び補助対象施設については、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材利用による効果、付加価値等を総合的に判断した上で、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第7条第2項に規定する合法性確認木材等又は林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき合法性が証明された木材又は間伐材（以下「合法木材等」という。）での木造化及び内装等の木質化に取り組むとともに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に努める。
- ② 農林水産省関係公共土木工事については、関係法令、構造、設置場所、コスト、緊急性を要する場合等の制約を受けるものを除き、合法木材等を利用した工事を積極的に推進する。

- ③ 対象物品の購入に当たっては、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材利用による効果、付加価値等を総合的に判断した上で、合法木材等を使用した木製品の導入を積極的に推進する。
- ④ SHK制度に基づく排出量削減の報告に当たっては、自らの木材利用を算定対象とし、その炭素貯蔵効果を対外的に示す。

(3) 取組期間

推進計画の取組期間は、令和8年度から12年度までの5年間とし、期間の途中における成果を検証し必要な見直しを行う。

3 木材利用の推進のために必要な取組

木材利用の推進のため、必要となる以下の取組を行う。

| 項目 | 具体的取組 |
|-----------------------|---|
| 需要サイドのニーズに対応した供給体制の整備 | 大口の需要者への円滑な木材供給を図るため、木材業者の連携等による乾燥材、針葉樹合板、集成材、丸棒製品等に加え、木質耐火部材やCLT等の新たな木質部材の安定供給を促進する。また、新たな技術開発等の成果も踏まえながら、必要に応じて規格の見直しを行う。 |
| 木材需給のマッチングに向けた取組 | 国産材の安定供給体制の構築に向けた需給情報連絡協議会等において木材需給に係る情報共有を促進し、木材需給のマッチングを図る。 |
| 合法木材等に関する普及促進 | 合法木材等についての情報提供や合法性の確認に関する情報の保存・伝達を可能とするシステムの普及等を通じて、合法木材等の流通及び利用の促進を図る。 |
| 木材利用に係る技術開発 | 需要者ニーズに対応しつつ、木材の特性を活かした加工技術の開発、新商品の開発等の取組を推進する。 施設の内外装や執務室に用いる什器等の製品について、関連事業者の低コスト製品の開発・普及の取組を推進する。 |
| 木造化及び内装等の木質化の効果等の普及 | SHK制度等を活用した木材利用による炭素貯蔵効果の見える化や、木造建築物のライフサイクル・アセスメント(LCA)の推進等により、脱炭素社会を実現する上での木材利用の効果を普及する。 内装等の木質化による生産性向上等の木材利用による効果を実証し普及する。 |
| 土木分野における木材利用の促進 | 地盤改良用木杭等の資材やコンクリート用型枠等の仮設材の全国的な活用等を通じて土木分野における木材利用を促進する。 |
| | 木製構造物の設計価格の積算に必要な標準歩掛等の追加を |

| | |
|---------------------|---|
| | 行い、木製構造物の採用及び施工を促進する。 |
| 木材利用推進に関する人材育成 | 耐火建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築物に携わることができる設計者等を育成する。 |
| 木造化等に関する情報の収集・提供 | <p>一般流通部材を活用する等して低コスト化を図った施設や、メンテナンス性の向上に配慮した施設等の優良事例に関する情報を収集し、適切な手段を用いて的確に提供する。</p> <p>中高層公共建築物への木材利用の推進に向けて、公共建築物の建築予定に係る情報等を関係省庁間で共有する。特に、『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）に基づき、福島県産材の活用に向けた製品情報等の共有を推進する。</p> |
| 木材利用推進に関する具体的な説明の実施 | <p>関係部局の土木工事の担当者等を対象とした、木材を利用する設計、施工に係る実践的、実務的な講習会の開催等を行う。</p> <p>地方農政局等の農林水産省の地方出先機関や関係機関に対し、木材の調達方法等木材利用推進に関する事例の提供や具体的な説明を行う。</p> <p>森林管理局及び森林管理署が、必要に応じて地方段階の都道府県の担当者会議等の場において、都道府県の林務担当部局と連携・協力し、公共建築物等の木造・木質化の事例紹介等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。</p> <p>独立行政法人を対象とした会議等の場において、木材の調達方法等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。</p> |
| 木材利用促進のための技術的支援の促進 | 建築物の木造化、内装等の木質化等を一層推進するため、民間団体等による技術的な支援を促進する。 |

4 実施に当たって留意すべき事項

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)においては、環境への配慮の観点から、国及び独立行政法人は、合法木材等を使用した物品の調達、公共工事における製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)やフローリング、再生木質ボード、合板型枠を利用する際には、合法木材等を選択するよう努めなければならないとされており、これらが更に促進されるよう取り組む。

また、我が国の森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、令和12年度までの間における森林の間伐の実施を促進するため、間伐材の利用促進に努めることとする。

さらに、再生産可能で環境負荷の少ない木質バイオマスの利用を促進することは、地球温暖化の防止、循環社会の形成や山村地域の活性化等を図る上で重要である。このため、供給体制等を考慮しつつ木質バイオマスを燃料とする施設・設備の導入に取り組む。

あわせて、推進計画に基づく木材の利用が「持続可能な森林経営」の推進に資するよう配慮する。

5 成果の検証及び実績の公表

推進計画に基づく取組の成果について、年度ごとに速やかに検証を行う。その際、木造化ができなかった施設等については、どのような理由によるものであったか検証し、今後の対応方向を検討する。また、取組の実績について「農林水産省木材利用促進連絡会議」に報告するとともに農林水産省ホームページにて公表する。

6 関係省庁、民間等への普及推進

木材の利用を推進する取組について、政府全体の取組に広げ、さらには、地方公共団体や民間企業、消費者まで浸透させる観点から、木材利用促進本部の関係省をはじめとした各省各庁、都道府県、市町村の農林水産担当部局、農林水産関係団体、民間企業、消費者等に積極的に働きかけるなど、関係者との連携を図る。特に、木材の利用の促進に関する消費者の理解の醸成を図り、木材利用促進を国民運動として展開していくため、「木材利用促進の日」（10月8日）及び「木材利用促進月間」（10月）において、経済界を含む事業者関係団体等とも連携し、木材利用に関する関連イベントの実施、ホームページ等の各種媒体における情報の発信等の事業を重点的かつ広範囲に実施することにより、建築物における木材の利用の意義等について消費者に分かりやすく示すよう努める。

公共建築物だけでなく民間建築物での木材利用を促進するため、民間団体等と連携して、優良な木造化・木質化施設を表彰する取組を支援するとともに、受賞施設を優良事例として広く発信する。また、建築物木材利用促進協定制度について、民間企業等への周知や効果的な運用に努める。

また、都道府県の整備する公共建築物の木造化率等を把握するとともに、木材利用の促進のための助言等を行う。

別 添

1 対象施設における目標

対象施設における具体的な目標は以下のとおりとし、仕様書に合法木材等による木造化、内装等の木質化を明記する。

| 組織 | 施設の種類 | 目標 |
|--|------------------------|----------------------------------|
| 農林水産省本省 | 庁舎 | 内装等の木質化率 100%（注2） |
| 施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 | 庁舎 宿舍 研修施設 倉庫 | 木造化率 100%（注1）、内装等の木質化率 100%（注2）。 |

| | | |
|---|--|--|
| 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所 地方支分部局 地方農政局 事業所・事務所 支局 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所 | | |
|---|--|--|

| 組織 | 施設の種類 | 目標 |
|---|-------------------------|------------------------------------|
| 独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 種苗管理センター 家畜改良センター 農業・食品産業技術総合研究機構 農業生物資源研究所 農業環境技術研究所 国際農林水産業研究センター 森林研究・整備機構 農業者年金基金 水産研究・教育機構 農畜産業振興機構 農林漁業信用基金 | 事務所 校舎 研修施設 倉庫 | 木造化率 100% (注1)、内装等の木質化率 100% (注2)。 |

注1：木造化率について

| 区分 | 定義 |
|------|---|
| 木造化率 | <p>建築物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）に当たり、利用施設において構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することを「木造化」といい、新築等された施設に占める木造化された施設の割合を「木造化率」という。</p> <p>なお、施設が必要とする機能やコスト、技術の面から木造化が困難であると判断される施設については、木造化率算定の対象外とする。</p> <p>この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるもの</p> |

| | |
|--|--|
| | とし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能を求められる場合であっても、施設内の当該機能を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。 |
|--|--|

注2：内装等の木質化について

| 区分 | 定義 |
|----------|---|
| 内装等の木質化率 | 建築物の新築等又は模様替えに伴い天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することを「内装等の木質化」といい、新築等又は模様替えが行われた施設に占める内装等の木質化が行われた施設の割合を「内装等の木質化率」という。 |

2 補助対象施設における目標

補助対象施設における具体的な目標は以下のとおりとし、関係補助事業の実施要綱・要領等に合法木材等による木造化・内装等の木質化を明記する。

| 部局 | 事業名 | 施設の種類の種類 | 目標 |
|-------|--|---|--|
| 畜産局 | 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち 産地基幹施設等支援タイプ | 家畜飼養管理施設のうち 畜舎 フリーストール牛舎 ミルクパラー ウインドレス鶏舎 | 木造化率 100% (注1)、 内装等の木質化率 100% (注2) |
| 農村振興局 | 農山漁村振興交付金のうち 地域資源活用価値創出対策(地域資源活用価値創出整備事業) | 都市農山漁村総合交流促進施設 地域資源活用交流促進施設 地域連携販売力強化施設 農林漁業・農山漁村体験施設のうち 滞在施設 教養文化・知識習得施設 地域資源活用起業支援施設 高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機会施設のうち 地域住民活動施設 | |
| 林野庁 | 林業・木材産業循環成長対策交付金 | 先進的な林業機械等の整備のうち 効率化施設及び活動拠点施設 特用林産物活用施設 木材加工流通施設 | |

| | | | |
|-----|-------------------------------|---|--|
| | | 森林バイオマス等活用施設 木造公共施設 木質バイオマス供給施設 木質バイオマスエネルギー利用施設 | |
| 水産庁 | 浜の活力再生・成長促進交付金のうち 経営構造改善目標 | 作業保管施設 | |

(注1) 木造化率については、1「対象施設における目標」の表注1に同じ。

(注2) 内装等の木質化については、1「対象施設における目標」の表注2に同じ。

(注3) 事業名は令和8年4月1日現在の事業名であり、同種の新規事業又は名称が変更された事業も対象とする。

3 公共土木工事における目標

公共土木工事における具体的な目標は以下のとおりとし、設計図書（標準仕様書等）に合法木材等の使用を明記する。

| 部局 | 事業名 | 工作物及び施設の種類 | 目標 |
|-------|------------------|--|--|
| 農村振興局 | 農業農村整備事業 | 柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標、治山ダム工、土留工、筋工、伏工、防風柵、水路工、階段工、歩道工、地盤改良用木杭等 | (1) 木材使用率 100% (注1) (2) 左記の工作物及び施設のうち柵工、残存型枠、筋工、標識工、視線誘導標については、木製の割合 100% |
| 林野庁 | 森林整備事業 治山事業 | | |
| 水産庁 | 水産基盤整備事業 海岸事業 | | |

(注1) 工事の実施に当たり、上表の工作物及び施設の全部又は一部について木材を使用することを「木材使用」といい、実施した全工事に占める木材使用を実施した工事の割合を「木材使用率」という。

(注2) 柵工は、斜面表土の流亡の防止等を目的とした柵、遊歩道・水路・用地等の境界に設ける安全柵、手すり等である。

(注3) 標識工は、場所等の案内標識、工事中の標識等である。

(注4) 残存型枠は、水中のもの以外のコンクリート打設用の型枠であって構造物の完成後も撤去しないものである。

(注5) 各部局の事業には、農山漁村地域整備交付金等各種交付金による事業も含まれる。

(注6) 直轄事業に加え、補助事業によるものも含まれる。

4 対象物品における目標

対象物品における具体的な目標は以下のとおりとし、仕様書に木製品の調達を明記する。

| 組織 | 物品の種類 | 目標 |
|----|-------|----|
|----|-------|----|

| | | |
|---|------------------------------------|--|
| <p>農林水産省本省 施設等機関 植物防疫所</p> | <p>事務机 会議机 教室の机 書棚</p> | <p>事務机、会議机、書棚については、合法木材等を使用したものとする。(目標 100%)</p> |
| <p>動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所</p> | <p>文具類</p> | <p>コピー用紙については、間伐材を使用したものとする。(目標 100%) 業務用茶封筒、名刺用紙、フラットファイル、チューブファイルについては、合法木材等を使用したものとする。(目標 100%) その他の文具類についても、合法木材等を使用した製品がある場合は、その使用に努める。</p> |
| <p>地方出先機関 地方農政局 事業所・事務所 支局</p> | <p>印刷物</p> | <p>印刷物については、全て合法木材等を使用した印刷用紙を使用する。(目標 100%)</p> |
| <p>森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所</p> | <p>各種会議における飲料</p> | <p>各種会議等において飲料を必要とする場合には、間伐材を使った飲料用紙製缶を使用する。(目標 100%)</p> |